

広島県告示第三百六十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のようにおり実施する。

令和元年五月十六日

広島県知事 湯崎英彦

- 一 区域
三次市
- 二 対象となる特定計量器
非自動はかり、分銅及びおもり
- 三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
令和元年七月二日	午前一〇時三〇分～午後〇時	作木山村開発センター
令和元年七月三日	午後一時～午後二時三〇分	君田生涯学習センター
令和元年七月四日	午前一〇時三〇分～午前一一時三〇分	布野生涯学習センター
令和元年七月四日	午後一時～午後四時	三次市役所二和支所
令和元年七月四日	午前九時～午後〇時	三次市役所吉舎支所
令和元年七月四日	午後一時～午後三時	三次市役所三良坂支所

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	実施場所
令和元年七月二日～ 令和二年三月三一日	当該計量器の所在場所

- 五 定期検査実施機関
指定定期検査機関
- 一般社団法人 広島県計量協会